

社会福祉法人イーストヘルスケアソサエティ

平成29年度 事業計画

【基本理念】

人としての尊厳を守り、生きがいのある生活支援

【基本方針】

利用者の支援計画に基づき、可能な限り居宅における生活復帰を念頭において、介護、相談、社会生活上の便宜の供与、機能訓練、栄養ケア、健康管理等の支援を行う事により、利用者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことを目的とする。

【事業目標】

当法人が設立されてから14年が経過する中、社会環境の大きな変化、特に第二種社会福祉事業の進出、競合は、福祉産業の活況さを代表するものである。

そんな中、平成29年度から施行の社会福祉法の改正には、社会福祉法人としての公益性を問われる内容が主眼である。

原点に立ち返り、公益法人としての法人運営を前向きに検証し堅実に推進することが、法人の継続発展のために必要である。

具体的には、利用者サービスの向上、地域福祉の推進に積極的に取り組み、社会福祉の発展に貢献していくことが極めて重要である。

また、職員あつての法人であり、「働きやすい職場」に全職員で取り組んでいく。

① 社会福祉充実計画を適正に運用する。

本年から施行の社会福祉充実計画は、社会福祉法人に課せられた公益性を担保とする財務規律の方法であり、これにそった適正な運用を行い健全経営に繋げる。

② 徹底した無駄の排除をする。

③ 目標管理の徹底を図る。

各職員が自主的に目標設定をすることにより、主体性を育てると同時に組織の成果を出す。

④ サービスの質の向上を図る。

地域からの信用を得て選ばれる施設には、必至事項である。

⑤ 働きやすい職場に工夫改善する。

職員が一丸となった職場づくりは、モチベーションも高める。

特別養護老人ホーム コートスマイル

1 【部署別目標】①サービス水準の向上 ②収支の健全性 ③働きやすい職場への工夫

・事務

- ① フロントラインの役割模範を示す。
- ② レセプトでの返戻を無くする。
経理の自力を養う。
- ③ 全職員が使いやすい収納を考える。
物品管理について効率的方法を考える。

・相談員、介護支援専門員

- ① 利用者との接点を多く持つ。
- ② 平均実在所数 9 5 名
- ③ 他の部署との連携を密にする。

・看護

- ① 適正な状態判断と情報の共有化。
- ② 早期対応して入院者を減らす。
物品な適正使用。
- ③ 情報共有をして利用者の理解に努める。

・栄養

- ① ニーズを受け止め、食事介助方法、水分補給等、現場に反映をする。
- ② 水道、ガスの節約。棚卸しをデーター化して無駄を省く。
- ③ 他部署と連携、厨房と現場との連携。

・2階介護職員

- ① 三大介護の技術の向上
- ② 光熱水費の節減
- ③ 休憩時間、場所の確保

・3階介護職員

(2階と同じ目標)

2 【入退所】

利用者の選択、介護保険制度としての公平性等を踏まえ、入所基準のもと適正な判断をするよう努める。

- (1) 入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- (2) 入所者について、その心身の状況、その置かれている環境を鑑みて、居宅において日常生活を営むことが出来ると認められている場合は、家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を

勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行う。

- (3) 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員等の職員間で協議する。
- (4) 入所者の退所に際しては、居宅介護支援機関に情報の提供、その他保健医療サービス、福祉サービス機関との連携に努める。

3 【利用者の支援に関する計画】

- (1) 利用者について、その心身の状況、その置かれている環境、その家族の希望を勘案し、同意を得て支援計画を作成する。
- (2) 利用者の支援計画について、利用者の状況を勘案し必要な見直しを行う。

4 【支援の方針】

- (1) 利用者について、その者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、適切な支援を行う。
- (2) 支援計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
- (3) 支援に当たっては、懇切丁寧を旨とし、その家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) 支援に当たっては、生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- (5) 職員自らその行う支援の振り返りを行い、常にその改善を図る。

5 【介護】

- (1) 介護は自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じて適切な技術を持って行う。
- (2) 1週間に2回以上、適切な方法により、入浴、又は清拭を行う。
- (3) その心身の状況に応じて、適切な方法により排泄支援を行う。
- (4) おむつを使用せざるを得ない場合は、適正に取り替えるものとする。
- (5) 利用者に前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の支援を適切に行う。

6 【食事の提供】

- (1) 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。
- (2) 食事の提供は、自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

7 【相談及び援助】

常に心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その家族に対し、その相談、助言に適切に応じる。

8 【社会生活上の便宜の供与等】

- (1) 教養娯楽設備を整えるほか、適宜のレクリエーション行事を行う。
- (2) 利用者の利便を図るため、計画的にスーパー等への買い物行事を行う。
- (3) 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者またはその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- (4) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

9 【機能訓練】

利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

10 【健康管理】

- (1) 医師又は看護師は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- (2) 医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳〔老人健康法（昭和 57 年法律第 80 号）第 13 条の健康手帳をいう〕に必要な事項を記載するものとする。
ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

11 【協力病院】

- (1) 受診、入院治療を必要とする利用者のため、次の医療機関に協力を依頼する。
場 所 岐阜市芥見大般若 1 丁目 84 番地
医療法人カワムラヤスオメディカルソサエティ 河 村 病 院
- (2) 協力歯科医療機関として河村病院内の歯科に依頼する。

12 【地域との連携等】

その運営に当たっては、地域住民又は、その自発的な活動との連携及び協力を行う等、地域との交流を積極的に進める。

地域貢献委員会を中心に、具体的な取り組みを推進する。

13 【事故発生時の対応】

- (1) 利用者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な処置を講ずる。
- (2) 利用者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

《短期入所事業》

1【基本方針】

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の精神的、身体的負担の軽減を図るものとする。

2【目標】

(相談員、介護支援専門員と同じ目標)

3【利用対象者】

この事業の利用対象者は、概ね 65 歳以上の要介護又は要支援者（65 歳未満であっても若年性痴呆症に該当する者を含む。）であって、身体が虚弱または寝たきり等のために日常生活を営むのに支障がある者とする。

4【介護】

- (1) 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。
- (2) 1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴、又は清拭を行う。
- (3) 利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄について必要な支援を行う。
- (4) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- (5) 利用者に対し、前各号に規定するもののほか、臨床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

5【食事の提供】

- (1) 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した物とするとともに、適切な時間に行う。
- (2) 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努める。

6【相談及び援助】

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境的の把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談、助言に適切に応じる。

7【社会生活上の便宜の供与等】

- (1) 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション事業を行う。
- (2) 利用者の利便を図るため、計画的にスーパー等への買い物行事を行う。

《デイサービスセンター コート・スマイル》

1【基本方針】

デイサービスセンターは、要支援、要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、個人の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護予防を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者家族の精神的、身体的負担の軽減を図ることを目的とする。

2【目標】

- ① 機能訓練の充実
- ② 1日平均利用者目標 8, 5名
- ③ コミュニケーションを豊かにする。

3【利用対象者】

この事業の利用対象者は、概ね 65 歳以上の要介護または要支援老人（65 歳未満であっても若年性痴呆症に該当する者を含む）であって、身体が虚弱又は寝たきり等のために日常生活を営むのに支障がある者とする。

4【事業の実施】

利用者のそれぞれ通所介護計画に基づいて次のようなサービスの提供に努める。

(1) 基本事業

生活指導（相談援助等） 機能訓練（日常動作訓練）
介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
介護方法の指導 健康状態の確認 送迎

(2) 通所事業

給食サービス
入浴サービス

(3) 入浴サービス及び給食サービスを実施する場合は、利用者の健康を十分勘案するとともに食品衛生管理について十分配慮し、サービスの向上に努める。

(4) 関連機関等と連携を密にするとともに、ボランティアの協力を得られるよう配慮し円滑な運営に努める。

《グループホーム スマイル》

1【基本方針】

グループホームは、認知症の状態にある要支援 2 から要介護者を対象とし、日常生活における援助を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、精神的に安定した健康で明るい生活をおくれるように支援する。

2【目標】

- ① 一人ひとりの思いを実現する。
- ② 健康管理に努め入院者を減らす。
- ③ 月 1 回の会議で専門性の強化を図る。

3【利用対象者】

概ね 65 歳以上の中程度の認知症高齢者(65 歳未満であっても若年性痴呆症に該当する者を含む)であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 家族環境等により、家庭での介護が困難な者であること。
- (2) 概ね身の自立ができており、共同生活を送ることの支障がないこと。(極端な暴力行動や自傷行為がある等、共同生活を送ることが難しい者を除く)

4【事業内容】

- (1) 一定期間、住居及び食事の提供を行う。
- (2) 利用者に対して、金銭の管理の指導、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに、緊急時の対応を行う。
- (3) 利用者に対して、食事、入浴及び排泄等の援助を行う。
- (4) 痴呆性高齢者の介護サービス計画を作成し、共同生活を送るうえで自らの役割を持ち、生活環境に応じた行事、レクリエーション等を共同で行えるよう援助に努める。
- (5) 散歩、ドライブ及び買い物等を計画的に行う。

5【その他】

認知症高齢者に対するケアの実施、ケアの確保、緊急時の体制等の配慮に努める。

- (1) グループホームと同一建物内に特別養護老人ホームコート・スマイル、及び近接して介護老人保健施設カワムラコート等のバックアップ施設があり、ボランティア等のサポート体制も確保する。
- (2) ケアの確保、緊急時の体制については、近接する総合病院である河村病院を協力医療機関に依頼し、迅速に対応できる体制が確保されている。
- (3) 2 ヶ月に 1 回家族会議を開催し、意見交換を行う。
- (4) 運営推進会議を通じ、事業運営及びサービスの質の向上を図るよう努める。